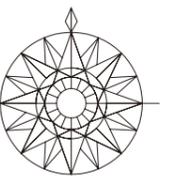


鳴門市

津波避難マップ

鳴門西・明神

令和5年3月発行
 鳴門市役所 危機管理課
 鳴門市撫養町南浜字東浜170
 電話 088-684-1711



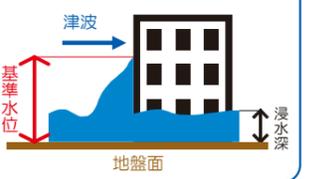
縮尺：1/12,000

凡例

- 津波避難ビル
- 津波避難場所
- 鳴門市界

基準水位

- 5.0m～10.0m未満の区域
- 4.0m～5.0m未満の区域
- 3.0m～4.0m未満の区域
- 2.0m～3.0m未満の区域
- 1.0m～2.0m未満の区域
- 0.3m～1.0m未満の区域
- 0.1m～0.3m未満の区域



津波避難ビル名称	避難フロア	基準水位
1 瀬戸中学校(校舎)	2階以上	1.6m
2 市営明神第二団地	2階以上	0.5m
3 明神小学校(校舎)	2階以上	-
4 県営高島団地	2階以上	0.5m
5 市営高島団地	2階以上	1.4m
6 鳴門西小学校(校舎)	2階以上	1.1m
7 鳴門教育大学(共通研究A棟)	2階以上	-

津波避難場所名称
8 鳴門市クリーンセンター
9 阿波道路(株)
10 鳴門念法寺
11 明神北集会所
12 阿波井神社
13 瀬戸公民館
14 (有)嵯峨鉄工所
15 さくら公園
16 鳴門複合産業団地道路
17 ふるさと君高台
18 鳴門ウチノ海総合公園
19 式軒家地区津波避難場所
20 鳴門ウチノ海ふれあい広場
21 出世氏宅裏山
22 高島八幡神社
23 楠氏宅裏山
24 ミツ石ハイランド
25 トムソーヤの丘
26 ミツ石八幡神社
27 芙蓉山
28 法勝寺
29 小鳴門橋北側道路
30 市道明神エリカの丘線

留意事項

- ◆ 「基準水位」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号）第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。（平成26年3月11日 徳島県公示）
- ◆ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。
- ◆ 「基準水位」の範囲や水位は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。